



長野県報

5月31日(木)
平成30年
(2018年)
第2978号

目 次

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども・家庭課）	1
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	1

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

公 告

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	3
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（2件）（生活安全企画課）	3
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	5

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年5月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第38号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項及び11の項、別表第3の11の項並びに別表第5の11の項中「大学」を「大学、大学院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年5月31日

長野県公安委員会委員長 日置 勇二

長野県公安委員会規則第6号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3の高速自動車国道中部横断自動車道の項中「一般国道142号」を「一般国道299号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に高速自動車国道中部横断自動車道（一般国道299号との交差点から一般国道142号との交差点までの区間に限る。）を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課